

町政だより

平成30年3月26日発行

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

国民健康保険(以下「国保」)は現在、各市町村で運営していますが、平成30年4月から国保の財政運営を北海道が行うこととなります。

なお、国保の加入・喪失の手続きや保険証の交付、医療費の償還払いの申請、国保税の賦課や徴収、特定健診の実施などについては今までどおり市町村が行います。

制度改正による国保加入者への影響

- ① 制度改正する平成30年4月に特別な手続きは必要ありません。
・現在お持ちの保険証等は、そのまま有効期限までご利用になれます
- ② 北海道内での市町村間で転居した場合に引き続き国保に加入している場合は、高額療養費の多数該当回数が引き継がれ医療費の自己負担額が軽減される場合があります。
※多数該当とは過去12ヵ月以内に高額療養費に該当した月が3回以上あった場合、4回目から自己負担額が低くなる制度です。
- ③ 被保険者証の様式が一部変更となります。(平成30年8月1日以降)
・今まで保険証と別に交付していた高齢受給者証が保険証と一体化されます

平成30年度以降の国保税について

今までの国保税率等については、羅臼町でかかる医療費を羅臼町の国保加入者で負担し合い税率等を決定していましたが、これからは北海道から示される納付金と納付金を集めるのに必要な標準保険料率を参考に羅臼町が税率を定めて賦課することとなります。

この納付金は、市町村ごとの加入者の所得や医療費により増減するしくみとなっており、所得や医療費が高い市町村は納付金が高くなり、逆に低い市町村は納付金が低くなりますので、生活改善等による重症化予防や健診受診による早期発見など医療費を抑えるための取組強化がよりいっそう重要となってきます。

また、現状では市町村間で大きな差がある国保税ですが、将来的には同じ所得であれば道内どこにいても同じ国保税負担に近づけていくことを目標にしております。

